

BCG（結核）の予防接種を受けられる方へ

1. 病気について

結核（けっかく）菌の感染で起こります。わが国の結核患者はかなり減少しましたが、まだ2万人前後の患者が毎年発生しているため、大人から子どもへ感染することも少なくありません。

また、結核に対する抵抗力（免疫）は、お母さんからもらうことができないので、生まれたばかりの赤ちゃんもかかる心配があります。乳幼児は結核に対する抵抗力（免疫）が弱いので、全身性の結核症にかかったり、結核性髄膜炎（けっかくせいじゆまくえん）になることもあります、重い後遺症を残す可能性があります。

BCGは、髄膜炎や粟粒結核（ぞくりゅうけっかく）などの重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているので、生後1歳に至るまでに受けることとなっています。

また、標準的な接種期間も生後5か月から8か月に達するまでとなっています。

2. BCGワクチンについて（生ワクチン）

BCGは牛型結核菌を弱毒化してつくった生ワクチンです。

BCGの接種方法は、わが国では管針法（かんしんほう）といってスタンプ方式で、上腕の2か所に押しつけて接種します。それ以外の場所に接種するとケロイドなどの副反応が出る可能性が高くなるので、絶対に避けなければなりません。

接種したところは、日陰で乾燥させてください。10分程度で乾きます。接種後10日頃に接種局所に赤いポツポツができ、一部に小さいうみができることがあります。この反応は、接種後4週間頃に最も強くなりますが、その後は、かさぶたができて接種後3か月までには治り、小さな傷あとが残るだけになります。これは異常反応ではなく、BCG接種により抵抗力（免疫）がついた証拠です。自然に治るので、包帯をしたり、バンソウコウをはったりしないで、そのまま清潔に保ってください。ただし、接種後3か月を過ぎても接種のあとがジクジクしているようなときは医師に相談してください。

3. 予防接種の受け方

〈対象者・年齢〉 生後1歳に至るまで（1歳の誕生日の前日まで）の人

〈接種回数〉 1回

※ 1歳のお誕生日以降は接種できません。

標準的接種期間は「生後5か月以上8か月末満」です。できる限りこの期間内に接種しましょう。

生後3か月以前の場合、先天性免疫不全が生後3か月以前には気づかないことがあります。安全に接種していただくため、標準的接種期間「生後5か月以上8か月末満」での接種を推奨しています。

4. 予防接種不適当者（次の方は接種を受けないでください。）

- ① 明らかに発熱している（通常は37.5℃を超える場合）または、重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ② 両方の上腕に外傷や湿疹など（外傷等によるケロイド）の認められる方、もしくはケロイド体质の方
- ③ 上腕にステロイドを塗布している方
- ④ すでに結核の既往がある方
- ⑤ このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー（通常接種を受けた後、30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことが明らかな方
- ⑥ 免疫不全の疾患にかかっている方、もしくは免疫抑制をきたす治療中の方
- ⑦ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいと判断された方

5. 予防接種後の注意と副反応について

- ① 予防接種を受けたあとはしばらくお子さんの様子をみた後、医療機関の指示に従ってください。
- ② 接種後24時間は、副反応の出現に注意し、観察してください。
- ③ 発熱もなく、体調がよければ 接種日当日の入浴は 差し支えありませんが、接種部位となるべく、こすらないようにしてください。
- ④ 接種日当日はいつもどおりの生活をしてかまいません。激しい運動はさけてください。
- ⑤ 接種後は、4週間以上あけないと、他の予防接種は受けられません。
- ⑥ 副反応としては、接種をした側のわきの下のリンパ節がまれに腫れることができます。通常、放置して様子をみてかまいませんが、ときにただれたり、大変大きく腫れたり、まれに化膿して自然にやぶれてうみが出ることがあります。このようなときは医師に相談してください。

6. コッホ現象について

お子さんが接種前に結核菌に感染している場合は、コッホ現象が起こることがあります。

コッホ現象とは、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹、接種局所の化膿などをきたし、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応のことです、通常の副反応における接種局所の様相の発現時期（おおむね10日前後）と異なり、接種後数日間のうちの早い段階で発現します。

コッホ現象と思われる反応がお子さんにみられた場合は、速やかに市に相談あるいは、医療機関で受診してください。治療を要することがあります。この場合、お子さんに結核をうつした可能性のある家族の方も医療機関を受診するようにしましょう。

7. 予防接種要注意者（次の方は接種を受ける前に、医師にご相談ください。）

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 風邪などのひきはじめと思われる方
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ④ 薬の投与または食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
- ⑤ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ⑥ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは先天性免疫不全症と診断された近親者がいる方
- ⑦ このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方
- ⑧ 家族、友人、クラスメイトの間に麻しん（はしか）、風しん、おたふくかぜ、水痘などの病気が流行しているときで、まだその病気にかかったことがない人
- ⑨ 過去に結核患者との接触がある人や感染の可能性のある人

8. 予防接種健康被害救済制度について

重篤な副反応が出現する頻度は極めて稀ですが、みなさんが安心して予防接種が受けられるように、予防接種法では健康被害救済制度がもうけられています。

健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合は、法に基づく健康被害給付の対象となります。

お問い合わせ先 守口市健康推進課（市民保健センター3階）
☎ 06-6992-2217